

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 24 年 11 月 30 日

総 務 部

1 提案理由

県の例に準じ、一般職の職員、常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

・再任用職員以外

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.225	1.225	1.20
12月期	1.375	1.325	1.35
合計	2.60	2.55	2.55

・再任用職員

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	0.65	0.65	0.625
12月期	0.80	0.75	0.775
合計	1.45	1.40	1.40

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

- (3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）の一部改正  
期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

### 3 施行期日

平成 24 年 12 月 1 日

ただし、平成 25 年度以降分の支給割合については、平成 25 年 4 月 1 日

## 盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 24 年 11 月 26 日

総 務 部

## 1 提案理由

県の例に準じ、一般職の職員、常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

## ・再任用職員以外

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.225	1.225	1.20
12月期	1.375	1.325	1.35
合計	2.60	2.55	2.55

## ・再任用職員

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	0.65	0.65	0.625
12月期	0.80	0.75	0.775
合計	1.45	1.40	1.40

## (2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

- (3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	現行	改定(24年度)	改定(25年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

### 3 施行期日

平成 24 年 12 月 1 日

ただし、平成 25 年度以降分の支給割合については、平成 25 年 4 月 1 日